

ごみの出し方・分別ガイドブック

家庭ごみの分別・出し方について

道路上に放置された飼い主不明の犬、猫などの小動物の死体処理について

ボランティア活動による臨時ごみ収集・道路側溝汚泥収集について

多量に出た家庭ごみを直接工場に持ち込みする場合(大掃除、引越しなど)

月～金曜日 8:30～11:30
13:00～16:00
土曜日 8:30～11:00

※清水ごみ受付センターへは、可燃ごみの持ち込みはできません。

多量に出た家庭ごみ(大掃除、引越しなど)について自分で持ち込みできない場合(有料)

不燃・粗大ごみの戸別収集・ふれあい収集の申し込みについて

し尿、浄化槽について

事業ごみの処理について

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

事業所用指定容器(緑色の袋)の販売について

問い合わせ先

収集業務課(静岡庁舎 本館4階)

排出指導担当…………… ☎221-1365
管理担当…………… ☎221-1074
西ヶ谷収集センター…………… ☎296-0447
沼上収集センター…………… ☎264-1900

廃棄物処理課(沼上清掃工場内※22ページ参照)

沼上清掃工場…………… ☎262-4015
西ヶ谷清掃工場…………… ☎296-0054
清水ごみ受付センター…………… ☎364-1029
(旧清水清掃工場)

一般財団法人静岡市環境公社…………… ☎278-8161
清水一般廃棄物処理業協同組合…………… ☎366-8684

不燃・粗大ごみ受付センター

フリーダイヤル ☎0120-532-471 携帯・PHS OK
申込専用Webサイト <http://gomi.city.shizuoka.jp/>

廃棄物政策課(静岡庁舎 本館4階)

一般廃棄物担当…………… ☎221-1264

産業廃棄物対策課(静岡庁舎 本館4階)

管理担当…………… ☎221-1363
指導担当…………… ☎221-1364

【配達・窓口販売】

一般財団法人静岡市環境公社…………… ☎278-8161

【窓口販売】

廃棄物政策課(静岡庁舎 本館4階)

総務担当…………… ☎221-1075
※販売時間…………… 8:30～16:45(月～金曜日)



静岡版「もったいない運動」実施中

～ ざつがみ 雑紙は古紙回収に出しましょう ～

目次

4Rに取り組むことが大切です！……………	1
可燃ごみの出し方……………	2
不燃・粗大ごみの出し方……………	3
不燃・粗大ごみの申し込み方法……………	4～5
びん・缶・なべ・やかん類の日用品……………	6
ペットボトルのリサイクル……………	7
市による古紙回収事業終了のお知らせについて……………	8

家電6品目のリサイクル……………	9
パソコン、バイクのリサイクル……………	10
市が取り扱いできないごみについて……………	11
可燃ごみ・びん・缶収集日程表……………	12～18
不燃・粗大ごみ収集日程表……………	19～21
清掃工場・ごみ受付センターへの持ち込みについて……………	22
平成25年度収集カレンダー……………	23

ごみの不法投棄・ポイ捨てはやめましょう。

4R に取り組むことが大切です!

～まずはリフューズ・リデュースから取り組みを～

Refuse

①リフューズ:断る

- すぐにごみになるものはもらわない。
- マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断る。



Reduce

②リデュース:減らす

- 詰め替え出来る商品や、ばら売りしているものを利用する。
- 物を大切に、できるだけごみを出さない。



Reuse

③リユース:再使用する

- まだ使える物は、もう一度利用する。
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用する。

Recycle

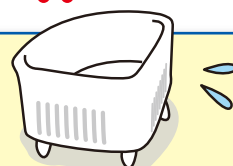
④リサイクル:再生利用する

- 大切な資源を正しく分別する。
- リサイクル商品を購入する。



生ごみの減量にご協力ください!!

台所の生ごみはよく水を切る



生ごみの80%は水分です。

水分は、ごみを燃やすときの焼却炉の火力を弱めてしまい、効率的な焼却の妨げとなります。生ごみは、必ずよく水切りをしてから可燃ごみへ出してください。

家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付制度

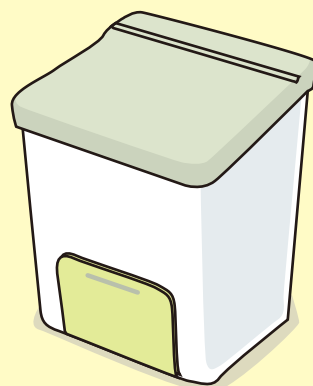
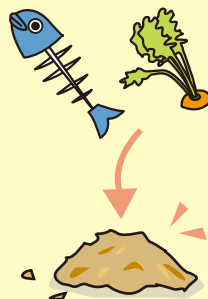
家庭用生ごみ処理機器を購入された方に補助金を交付しています。

●電気式生ごみ処理機

本体購入金額の3分の1(1,000円未満は切り捨て)
上限は30,000円、1世帯1台のみ

●生ごみ堆肥化処理容器

本体購入金額の3分の2(100円未満は切り捨て)
上限は8,000円、1世帯2基まで



<申請方法>

- ①領収書(レシート不可)
- ②印鑑(スタンプ式不可)
- ③身分証明書(運転免許証・保険証など)
- ④申請者名義の預金通帳
- ⑤購入した製品の説明書やパンフレット(チラシ)をご持参のうえ、お近くの各区地域総務課(旧まちづくり振興課)へ申請してください。

※条件がありますので、購入前にお問い合わせください。

廃棄物政策課 ☎221-1361

可燃ごみの出し方

毎週2回収集

(収集日当日の朝8時30分までに出してください)

静岡市家庭用指定袋・認定袋に入らない大きさの物(衣装ケース等)については、「不用」と書いた紙を貼ってください。

よく水切りをして出してください。

ボロ布、新聞紙などに
しみこませて出してください。



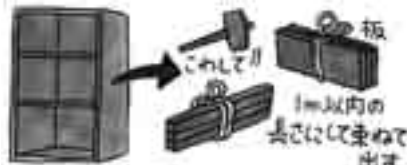
生ごみ



食用油



衣装ケース(プラスチック製)
※一段のもの



本棚等(小型の家具類)
カラーボックス



使い捨て
カイロ



プラスチック製品
(ポリバケツ、ビデオ・カセットテープ、シャンプー・ソース、ブレンダー等の容器)



ヘルメット



皮革製品(バック、靴、ランドセル)



発泡スチロール



ポリ容器



貝がら



衣類

まだ着られるものは古着屋へ。
または地域の回収で
集めているところへ。



ぬいぐるみ、人形、おもちゃ
(金属のものを除く)



まな板



草、木等

1回につき10袋又は10束まで。
・枝葉は必ず袋へ入れてください。
・土は極力ふるい落としてください。
・幹の太さ直径20cm以内、長さ1m以内。
・「不用」の張り紙は不要。

よしず
長さ1m以内に切り、
丸めてひもで
しばってください。



CD, DVD, レコード, フロッピーディスク, MD



ゴム製品
(ホース、手袋、輪ゴム、
ゴルフボールなど)



じゅうたん、カーペット
1m以内に切るかたむ
(超えるものは不燃・粗大ごみへ)



布団類、スポンジ状のソファ、
クッション、マットレス(スプリングなし)
丸めてしばって出してください。
袋に入る物は極力袋に入れてください。



紙おむつ
汚物は取り除く



シュレッダーごみ
軽く水で濡らせ
十分空気を
抜いてください。

お願い

- ごみは静岡市家庭用指定袋又は、認定袋で出してください。
- 収集日、時間を必ず守ってください。
- 集積所は自治会・町内会で管理していますので、お住まいの自治会・町内会が指定した集積所以外へは、出さないでください。
- 一度に出せる量は、10袋までです。
- 年末年始の収集については別途広報誌等でお知らせします。



このシールが貼って
あるごみは収集しま
せん。
出した人は持ち帰って
決められた方法で処理
をしてください。
開封調査する場合が
あります。

《指定袋》市が指定する規格・仕様により製造された3種類のごみ袋(45ℓ、20ℓ、10ℓ)



左記のマークが目印です。
このマーク(緑色)の入った指定袋でごみを出してください。

【購入先】指定袋は、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、
ショッピングセンター、日用雑貨や食料品の小売店などで販売しています。

《認定袋》「透明または半透明で、市の認定を受けた」スーパーマーケット等のレジ袋



●この袋は静岡市の家庭用ごみ袋として利用できます。



静岡市認定

レジ袋に左記の認定マークが入っています。
このマークのついた認定袋でごみを出してください。



問い合わせ先 廃棄物政策課 ☎221-1075

不燃・粗大ごみの出し方

申し込みによる月1回の戸別収集
～収集車が自宅に伺います～

1回に出せる量は **7点** までです！ **金属ごみ** を分別収集しています！

指定
または
認定袋

※袋1つを1点と
数えます

金属ごみ

*材料の金属含有率が60%以上を目安としています。

●オーブントースター

●アイロン



●金属製スコップ



●ヘルスメーター



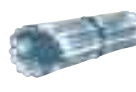
●電子レンジ

※袋が破れず、持てる程度の重さまでにしてください。
※スプレー缶は、びん・缶の日にしてください。
(出し方はP6参照)

小物金属ごみだけで1袋に入れて出してください。



●自転車



●トタン・ブリキ



●金属製の
はしご・脚立
2mまで



●金属製の物干し竿
やボール等



●ストーブ・ファンヒーター
灯油を取り除き、電池
を抜いてください。



●ガステーブル
電池を抜いてください。



●スチール製の
ロッカーや机



●ゴルフ
クラブ



●パイプベッド
(金属製)
セミダブルサイズまで
本体のみ金属ごみ



●物置(金属製)
1坪サイズまで
解体済みのものに限る

出されるごみ1点ごとに

氏 名
不 用 金 属

を表示してください。
(直接書くか書いた紙を貼る)

※バイクについては、平成24年度より市による収集・処理は行っておりません。(10ページ参照)

指定
または
認定袋

※袋1つを1点と
数えます

その他不燃・粗大ごみ

●かさ

●包丁、ナイフ
などの刃物

●炊飯器

●ゲーム機

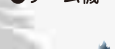
●延長コード



●ガラス製品



●皿、茶碗、湯飲み
などの瀬戸物類



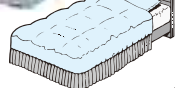
●コップ、化粧のびん、
割れびん、薬びん(飲用以外)



●蛍光灯、電球

※袋が破れず、持てる程度の重さまでにしてください。
※鋭利な部分があるごみは紙で包むなど安全措置をしてください。

●ビデオデッキ



●ベッド(木製)
セミダブルサイズまで
本体も含む(幅140cm未満)

●掃除機



●応接セット
パーツ1つで1点



●ステレオ・コンボ
オーディオ類



●ホットカーペット
縛って出してください



●スキー板・ストック



●ベビーカー

出されるごみ1点ごとに

氏 名
不 用

を表示してください。
(直接書くか書いた紙を貼る)

乾電池、ライター、水銀を使用している体温計や温度計等の出し方



●乾電池

小型充電式電池(ニッケル電池等)、ボタン電池(型式記号CR及びBRを除く)は家電販売店等の回収ボックス・回収缶へ出してください。



●ライター



●体温計・温度計
(水銀使用)

・それぞれの品目ごと、中が見える小袋等に入れ、わかりやすい場所に他のものと分けて収集日当日に出してください。
・1点として数えませんが、他のものと併せてお申し込みください。

お願い

●収集日当日の朝8時30分までにお申し込みされた場所に出してください。

※朝8時30分から順次収集に伺います。(立会不要)

※金属ごみの分別収集を行っているため、お申し込みのごみ品目によっては収集時間が異なります。
後で収集するごみにはピンクのシールを貼ってお知らせします。

●出すごみ1点ごと、よく見えるところに不用表示(上の図を見てください。)をお願いします。

※1点ごとに確認しながら収集します。

●ごみを出す場所

一戸建て…敷地内の道路に接する出しやすい場所(不可の場合は、自宅前)

集合住宅(アパート・マンション等)…道路に接する専用のごみ集積所(不可の場合は、原則敷地内で道路に接する通行に支障のない場所)

※自宅前など敷地外に出す場合は、交通の妨げや事故にならないよう十分ご注意ください。

不燃・粗大ごみの申し込み方法 (取消・追加等の変更を含む)

申し込み期限

◆収集日の 1週間前の同じ曜日 まで

右の表をご覧ください、必ず期限内にお申し込みください。
なお、収集日は19～21ページをご確認ください。

申し込みできる量

◆月に1回、7点以内 です。

指定袋1点の場合は目安として最低20リットル程度まで溜めてからお申し込みください。

	新規申込	追加・変更	減少・取消
収集日	収集日1週前の	収集日直前の	収集日直前の
月曜日	月曜日まで	木曜日まで	金曜日まで
火曜日	火曜日まで	金曜日まで	月曜日まで
水曜日	水曜日まで	月曜日まで	火曜日まで
木曜日	木曜日まで	火曜日まで	水曜日まで
金曜日	金曜日まで	水曜日まで	木曜日まで

※月から金の祝日(年末年始除く)も受付します。

※年末年始については受付期間が異なります。

※収集日は住所ごと異なりますのでご確認ください。

電話による申し込み (全ての受付ができます)

- 1 不燃・粗大ごみ受付センターに電話をかけてください。(お掛け間違いにご注意ください。)
フリーダイヤル(通話料無料)

「ごみにしな い」と覚えてください。
 **0120-532-471** (携帯電話・PHSからもご利用できます。)

※静岡県外・一部IP電話からはフリーダイヤルはご利用いただけない場合があります。

申込みの場合は、054-249-3930へお電話ください。(通話料は有料となりますのでご注意ください。)

- 2 あなたの電話番号・住所・氏名・ごみの品目・点数・出す場所などを教えてください。
※以前にお申し込みがあっても確認のため再度お伺いします。

- 3 お申し込みの内容を再確認のうえ、収集予定日をご案内しますのでご確認ください。

受付
時間

月曜日から金曜日(年末年始を除く。)午前9時から午後7時まで

※祝日(土・日を除く。)も受付しています。

※受付開始直後は混み合いますので時間をおいておかけください。



インターネットによる申し込み (新規申し込みの受付ができます)

- 1 申込専用Webサイト(<http://gomi.city.shizuoka.jp/>)にアクセスしてください。
※静岡市公式HP(<http://www.city.shizuoka.jp/>)の「くらし」の「ごみ・し尿」の項目からもアクセスできます。

注意事項

インターネットにより申し込んだ時点では仮受付であり、その後2日以内(金～日の受付分は直近の火曜日)に送信されるメールの到達をもって本受付(受付完了)となります。

なお、申し込み後2日以内にメールが届かなかった場合は、上記の不燃・粗大ごみ受付センターまでご連絡ください。

(特定のドメイン、アドレスからのメールの受信を拒否設定にしている場合、メールが届かないことがあります。)

- 2 次の場合はインターネットによる申し込みはできません。

電話(聴覚などに障がいのある人は次ページ参照)でお申し込みください。

- (1) お申し込み画面に品目がない場合(詳細確認が必要なものは、品目に載せておりません。)
- (2) 品目の「追加・変更」や「減少・取消」をする場合
- (3) 「ふれあい収集」を申し込む場合
- (4) メンテナンス等により受付を中止している場合

・聴覚などに障がいのある人で電話等で申し込むことが困難な場合は、FAX・ハガキ・封書で申し込むことができます。
・高齢者、障がいのある人のみの世帯を対象に屋内からの運び出しをお手伝いするふれあい収集もご利用できます。

※詳しくは次のページをご覧ください。

不燃・粗大ごみの申し込み方法 (取消・追加等の変更を含む)

聴覚などに障がいのある人の申し込み

聴覚などに障がいのある人で電話により申し込むことが困難な場合は、FAX・ハガキ・封書で申し込むことができます。

※受付後に確認のため通知いたします。この通知の到達をもって受付完了（本受付）となります。

※前ページの申し込み期限を確認のうえ、以下の方法によりお申し込みください。

※ご世帯の中に電話による申し込みが可能な人がいる場合は、電話でお申し込みください。

〈FAX〉

“戸別収集”と表題を書いて、氏名、住所、FAX番号を記載のうえ、**静岡市役所 収集業務課 221-1076**へFAXしてください。

後日、FAXでの申込用紙を送信いたしますので、ご記入のうえ、**収集業務課 221-1076**にFAXを送信してください。

〈ハガキ・封書〉

“戸別収集”と表題を書いて、氏名、住所、排出場所、ごみの品目及び数量、簡単な地図をご記入のうえ、〒420-8602 静岡市役所 収集業務課 まで郵送してください。

不燃・粗大ごみの ふ れ あ い 収 集 について

不燃・粗大ごみを運び出すことが困難な「高齢者のみの世帯」「障がいのある人のみの世帯」などを対象に屋内から運び出しをお手伝いし、日常生活の負担を軽減することを目的に「ふれあい収集」を行っています。

1 対象者

- (1) 高齢者(65歳以上)のみの世帯に属する者
- (2) 障がいのある人のみの世帯に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者(※状況により判断し対応しますのでお問い合わせください。)



2 申し込み方法、収集予定日の設定など

- ◆不燃・粗大ごみ受付センターへ「ふれあい収集」と申し出てください。
- ◆FAXなどの場合(聴覚などに障がいのある人のみ)は「ふれあい収集」と明記してください。
※世帯の状況等を確認して、申し込みを受け付けます。
- ◆後日(受け付けてから1週間以内)、収集センターの職員より連絡させていただきますので、その他の確認も含めて収集予定日を設定いたします。

3 収集日当日の立会いなど

- ◆収集日当日は、次のことをお願いします。
 - ◇家族や本人以外の第三者の立会いが必要となります。※立会い者を事前に決めてからお申込みください。
 - ◇屋内に立入ること等について、承諾書に記名押印してください。
- ◆ごみの運び出しについて
ごみを運び出す際、十分気をつけて作業を行います。家財の損傷を防ぐため、運び出すルート上に存在する家財道具を移動していただく場合があります。また、大きさによっては屋内での解体を行う場合があります。なお、特殊な作業(ドアの取り外しや窓からの吊り出し)などが必要な場合には対応できない場合がありますので予めご了承ください。

不燃・粗大ごみ受付センター

月曜日～金曜日(年末年始を除く)午前9時～午後7時(祝日(土・日を除く)も受付しています。)



0120-532-471 (携帯電話・PHSからでもご利用できます。)

※静岡県外・一部IP電話からはフリーダイヤルはご利用いただけません。

申し込みの場合は、054-249-3930へお電話ください。(通話料は有料となりますのでご注意ください。)

びん・缶・なべ・やかん類の日用品(資源回収)

毎月1回収集

日程表の収集日当日朝8時30分までに出してください。

びん 食用・飲用のみ



黄色のコンテナ

横にねかせて入れてください

キャップをはずしてください

1 キャップをはずしてください。

(はずれにくいキャップ、中栓などは取りはずさなくても構いません。)
・プラスチック製のキャップは「可燃ごみ」の日に出してください。
・金属製のキャップは「資源回収」の缶を入れる袋に入れて出してください。

2 中を水洗いしてください。

・化粧品のびん、飲用以外の薬びん、割れたびんは不燃・粗大ごみの日に出してください。
・コンテナにはびん以外はいれないでください。

缶・スプレー缶

殺虫剤、ヘアスプレー、ヘアムース、ペンキ等のスプレー缶も出せます。



1 中を水洗いしてください。

2 スプレー缶やカセットコンロのボンベは、必ず使い切ってから安全な場所(火の気がなく風通しのよい場所等)で穴をあけて出してください。

※穴があいていないスプレー缶は火災の原因になります。

3 指定袋・認定袋に入れて出してください。

穴をあけたスプレー缶は空き缶や飲料缶と同じ袋に入れて構いません。

その他、資源回収できるもので指定袋・認定袋に入る大きさのもの

小物の金属製の日用品(ただし電化製品を除く)



缶とは別の指定袋・認定袋で出してください。



やかん なべ (ホーローも可) ボウル フライパン スプーン・フォーク 針金ハンガー オタマや灰皿(金属製)など 水筒(金属製)

資源回収に出さないでください

以下の物は不燃・粗大ごみで出してください。



注意 ※びん、缶の中に可燃ごみ(たばこの吸いがら等)が混ざって出された物は、リサイクルする際に支障をきたすため、回収できません。
※事業活動に伴うものは集積所に出すことはできません。

日頃から分別を心掛けましょう。

ペットボトルのリサイクル

ペットボトルの出し方



1 キャップをはずしてください。
キャップの残りの帯は、はずさなくて結構です。



2 必ず水洗いしてください。



3 足で踏みつぶしてください。



4 回収協力店などに設置された回収箱に入れてください。

※市の回収協力店以外にもペットボトルを独自に回収しているスーパーマーケット等の店舗もあります。ペットボトルの出し方については、各店舗の出し方に従って出してください。

ラベル部分や側面、底面に  の表示があるものだけです。

下記の店舗などに回収箱が設置されていますのでリサイクルにご協力ください。なお、各店舗、施設の営業(開いている)時間帯に出すようにしてください。ペットボトル以外の物は入れないようにしてください。

市内のペットボトル回収協力店

ペットボトルは  のあるスーパーなどへ

<葵区/スーパーマーケット>

太田町市場	(太田町)
コープしずおか城北店	(北安東二丁目)
コープしずおか水道店	(水道町)
コープしずおか千代田店	(千代田七丁目)
しずてつストアあさはた店	(北)
しずてつストア安東店	(安東三丁目)
しずてつストアいろは店	(伊呂波町)
しずてつストア音羽町店	(音羽町)
しずてつストア末広店	(末広町)
しずてつストア千代田店	(千代田一丁目)
スーパー田子重セナ店	(東瀬名町)
富士屋瀬名店	(瀬名中央三丁目)
ザ・ビッグ静岡新伝馬店	(新伝馬三丁目)
マックスバリュEX静岡唐瀬店	(上足洗三丁目)

<葵区/市の施設>

アイセル21	(東草深町)
西部生涯学習センター	(田町三丁目)
中央体育館	(駿府町)
東部体育館	(東千代田二丁目)
北部生涯学習センター	(昭府二丁目)
北部体育館	(松富四丁目)
リンク西奈	(瀬名二丁目)
薬科生涯学習センター	(羽鳥本町)

<駿河区/スーパーマーケット>

コープしずおかみずほ店	(みずほ四丁目)
しずてつストア西島店	(西島)
しずてつストアみずほ店	(みずほ二丁目)
スーパーアンドウ池田店	(池田)
スーパーアンドウ国吉田店	(国吉田四丁目)
スーパー田子重下川原店	(下川原五丁目)
富士屋中田店	(中田一丁目)
マックスバリュ静岡丸子店	(北丸子一丁目)
マックスバリュEX静岡新川店	(新川二丁目)

<駿河区/市の施設>

大里生涯学習センター	(中野新田)
長田体育館	(鎌田)
南部生涯学習センター	(南八幡町)
南部体育館	(曲金三丁目)

※事業所から出た物は出せません。
産業廃棄物となりますので、専門の業者に依頼してください。

市による古紙回収事業終了のお知らせについて

市による古紙回収事業は、民間事業者による回収の充実、多様化など、事業を取り巻く環境の変化から平成25年3月末をもって事業を終了いたしました。

今後、古紙類につきましては自治会・町内会等で実施している集団古紙回収や民間事業者による回収をご利用ください。

・・・お願い・・・

市では、自治会・町内会、子ども会、PTAなど、地域の団体が実施する集団古紙回収活動に奨励金を交付しています。皆様の地域の古紙回収活動へ積極的にご協力ください。

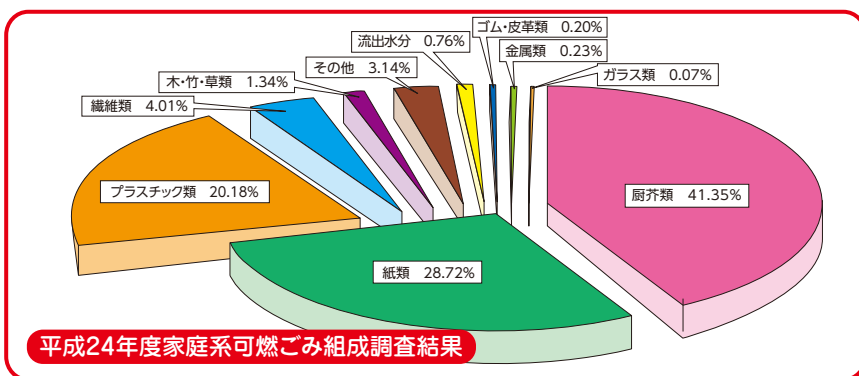
なお、日程、場所、出し方、回収品目等については実施団体にご確認ください。

ざつがみ 雑紙の重点回収にご協力ください

「紙類」は、可燃ごみの中に約30%含まれています(円グラフ参照)。

市ではごみの減量・リサイクルをより一層推進するため、「雑紙重点回収」を実施しています。

「雑紙」は、製紙の原料に再生利用されますので、「雑誌」と一緒に出してください。



ざつ 雑 紙 類

雑誌などの本の間に挟んで出すことができます。又は古封筒や紙袋(持ち手も紙製)に入れるか、白い紙ひもでしばって出してください。紙以外のもの(ファイルの金具、ティッシュ箱のビニール部分、窓付封筒の窓部分のセロハン等)は取り除いてください。



菓子箱等



靴、おもちゃ、ティッシュの箱
トイレットペーパーの芯



メモ紙類



ワイシャツの台紙類



包装紙



紙袋



はがき、封筒



ダイレクトメール類

※集団回収の活動奨励金については、下記にお問い合わせください。

廃棄物政策課 ごみ減量・リサイクル推進担当 ☎221-1361

家電6品目のリサイクル (市では収集・処理しません)

対象商品 ※破損していても、家電リサイクル法の対象となります。



エアコン



テレビ
(ブラウン管・液晶・プラズマ)



冷蔵庫



冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

※リサイクル費用…製造メーカー、サイズ(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫)により料金が異なります。詳細につきましては、下記の問い合わせ先へご確認ください。

処分方法

新たに製品を
購入しますか?

はい

製品購入時に引き取ってもらう

(リサイクル費用がかかります。別途収集運搬費用等がかかることがあります。)

いいえ

処分したい製品の
引き取りを家電
販売店に依頼
できますか?

はい

購入した家電販売店で引き取ってもらう

(リサイクル費用がかかります。別途収集運搬費用等がかかることがあります。)

いいえ

自分で運搬
できますか?

はい

①最寄りの郵便局でリサイクル費用を支払い、家電リサイクル券を受け取る。

※郵便局へは、製造メーカー名とテレビは大きさ(型)、冷蔵庫・冷凍庫は容量(ℓ)を確認してからお出かけください。なお、リサイクル費用を支払う際に、別途振込手数料がかかります。

②指定引取場所に電話で連絡後、処分したい製品とリサイクル券を持ち込む。

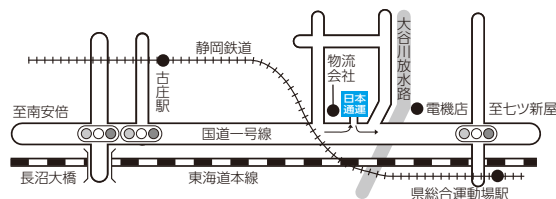
●指定引取場所

日本通運(株)静岡支店中央ロジスティクスセンター事業所

静岡市葵区古庄二丁目20番38号 ☎262-8950

月～土曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

※祝日は除く

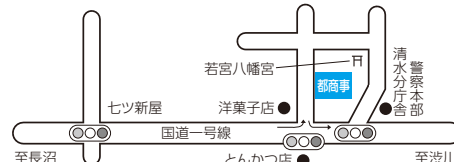


都商事(株)

静岡市清水区半左衛門新田30番地 ☎347-1177

月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

土曜日 9:00～12:00 ※祝日は除く



いいえ

①最寄りの郵便局でリサイクル費用を支払い、家電リサイクル券を受け取る。

※郵便局へは、製造メーカー名とテレビは大きさ(型)、冷蔵庫・冷凍庫は容量(ℓ)を確認してからお出かけください。なお、リサイクル費用を支払う際に、別途振込手数料がかかります。

②収集運搬業者に運搬を依頼し、処分したい製品とリサイクル券を渡す。

※運搬には、別途収集運搬費用がかかります。

●収集運搬業者

◆(一財)静岡市環境公社 ☎278-8161 ◆静岡一般廃棄物処理業協同組合 ☎251-7760

問い合わせ先 ◆廃棄物政策課 221-1361

◆家電リサイクル法、家電リサイクル券に関することは、
家電リサイクル券センター ☎0120-319-640
ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

※不法投棄は法律で罰せられます。

パソコンのリサイクル

「資源有効利用促進法」にもとづきメーカーによるパソコンのリサイクルが義務づけられ、メーカーが責任を持って回収・再資源化をします。不用になった場合は、購入したメーカーに申し込み、処理してください。

対象機器

デスクトップパソコン本体
ノートブックパソコン
CRT(ブラウン管)ディスプレイ
CRT(ブラウン管)ディスプレイ一体型パソコン
液晶ディスプレイ
液晶ディスプレイ一体型パソコン

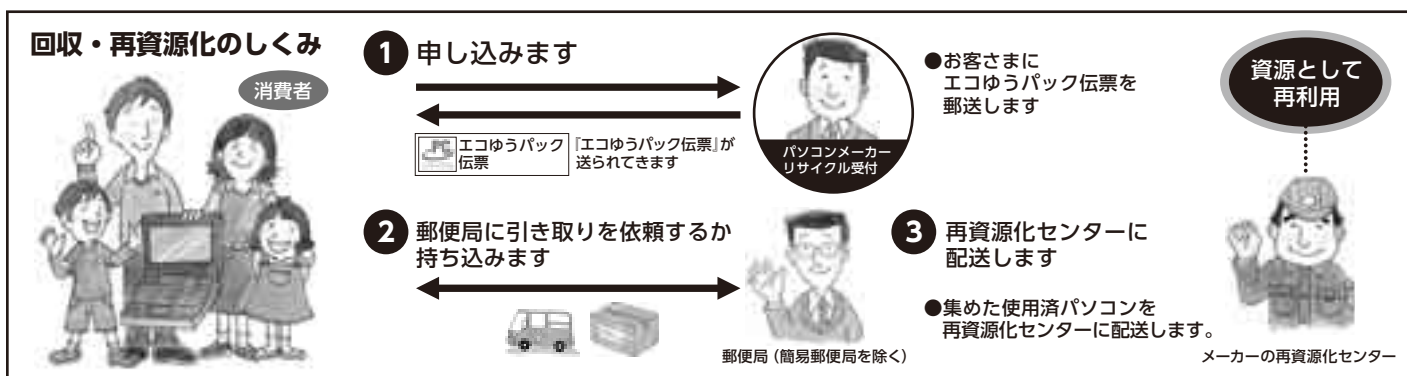


PCリサイクルマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。マークの付いていないパソコンは、回収再資源化料金がかかります。

Q 不用になったパソコンの回収は、どこに申し込めばいいのですか？

A 購入したパソコンのメーカーに直接お申し込みください。各社のホームページなどで受付窓口のURLや電話番号、営業時間などが確認できます。
メーカー不存在（事業撤退、倒産メーカーなど）、自作パソコンについては、一般社団法人パソコン3R推進協会へ確認してください。

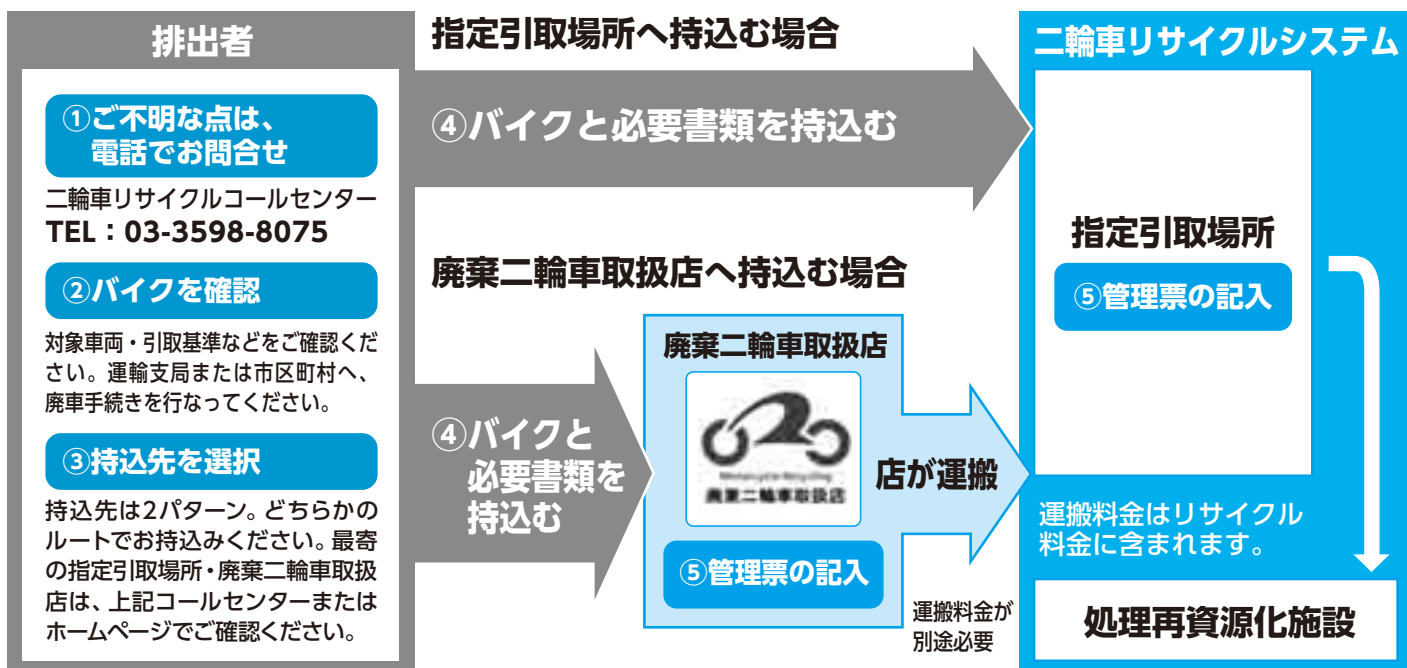
☎ 03-5282-7685 ホームページ <http://www.pc3r.jp/>



バイクのリサイクル

市では、バイク（原付バイク含む）の回収・処理を行っておりません。

国内メーカー等16社が国内で販売したバイクは、『二輪車リサイクルシステム』で処分してください。メーカー等が責任をもって処理再資源化します。詳しくは、二輪車リサイクルコールセンター（03-3598-8075）（<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>）へお問い合わせください。



二輪車リサイクルシステムのご利用に際し、リサイクル料金のご負担はありません。

市が取り扱いできないごみについて

これらのごみは、**収集も処理もできません。**



◆上記品目については、購入店や専門の処理業者に処理をご相談ください。

なお、消火器については、下記リサイクルシステムをご活用ください。

消火器リサイクル推進センター

☎03-5829-6773

ホームページ <http://www.ferpc.jp/>

※バイクについては、平成24年度より市による収集・処理は行っておりません（10ページ参照）

事業活動に伴って出たごみ ～事業活動に伴って出たごみは有料です～

事業活動に伴って出たごみを家庭用指定袋に入れて集積所へ出すことはできません。

事業ごみは産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。それぞれ下記のいずれかの方法で適正に処理をしてください。

●許可業者に処理を委託する

許可業者に委託する場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物処理業の許可の有無を確認してください。



●市指定容器（緑色の袋）で排出する

事業ごみのうち、一般廃棄物と一部の産業廃棄物については市指定容器で1回に10袋まで集積所に出すことができます。（不燃・粗大ごみや廃プラスチック類等の産業廃棄物は出すことができません。）



●清掃工場へ直接搬入する

事業ごみのうち、一般廃棄物と一部の産業廃棄物については清掃工場へ搬入できます。

事前に問い合わせをしてから事業者が自ら工場へ搬入してください。



問い合わせ先 廃棄物政策課 一般廃棄物担当 221-1264

事業活動に伴って出たプラスチック類（梱包ビニールやスチロール等を含む）や建設現場・内装工事から出た木くず・壁紙等の産業廃棄物は市では処理できませんので、専門の許可業者へ処理を委託してください。

どのようなものが産業廃棄物に当たるかは下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 産業廃棄物対策課 管理担当 221-1363

自治会・町内会名別収集日程表

●平成26年1月1日(水)、2日(木)、3日(金)は、ごみの収集をお休みさせていただきます。
そのため、1月の水曜日、木曜日、金曜日の収集日は1週ずつ後ろにずれますので
ご注意ください。

自治会・町内会名	可燃 ごみ	びん缶	古紙
あ 相生町1区、相生町2区	火・金	第4水曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や 民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
葵町	月・木	第3水曜	
青木上、青木下	水・土	第1金曜	
青沢	月・木	第4火曜	
赤目ヶ谷	水・土	第2火曜	
秋山町	水・土	第3木曜	
上土(巴川以西)	火・金	第3月曜	
上土(巴川以东)	水・土	第3月曜	
上土立町、上土団地	火・金	第3月曜	
安居	月・木	第4火曜	
麻機ヶ丘	水・土	第2木曜	
麻機東団地	水・土	第2木曜	
足ヶ谷	水・土	第2火曜	
足久保(上、相沢、中、口、原田、 1丁目1区・2区、五月台)	火・金	第1水曜	
東町	火・金	第4水曜	
安倍口新田	月・木	第1金曜	
安倍町	月・木	第3水曜	
有明町1区～3区	月・木	第2水曜	
有永	水・土	第2木曜	
安西1～4丁目	月・木	第3金曜	
安西5丁目	月・木	第4金曜	
安東(1丁目1～5区、2丁目 1区～3区、3丁目、北部、柳町)	火・金	第4月曜	
い 池ヶ谷	水・土	第4金曜	
池田	月・木	第2火曜	
池田桜ヶ丘	月・木	第2金曜	
池田山	月・木	第2金曜	

自治会・町内会名	可燃 ごみ	びん缶	古紙
い 池の谷	月・木	第4火曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や 民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
石田1丁目	火・金	第2水曜	
石田2丁目	月・木	第2水曜	
石田中(石田街道以东)	月・木	第2水曜	
石田中(石田街道以西)	火・金	第2水曜	
伊庄ヶ丘	月・木	第4火曜	
井尻	水・土	第2火曜	
泉ヶ谷	水・土	第2火曜	
泉町	火・金	第3木曜	
一番町	月・木	第3水曜	
稲川(1丁目東部・西部、 二・三丁目)	火・金	第3木曜	
井宮町	月・木	第3金曜	
伊呂波町	水・土	第3木曜	
印刷局桃源会	月・木	第2金曜	
う 牛妻、牛妻笹子	火・金	第2木曜	
内牧	月・木	第1金曜	
内宮町	月・木	第1金曜	
宇津ノ谷	水・土	第2火曜	
有東1丁目、有東2丁目	火・金	第1水曜	
有東3丁目	月・木	第1水曜	
産女	月・木	第3火曜	
梅屋町	火・金	第4木曜	
え 遠藤新田	月・木	第1金曜	
お 追手町	火・金	第4木曜	
大岩本町(1区大岩宮下町、 2区、3区)	火・金	第2月曜	
大岩(1～3丁目、1丁目1区)	火・金	第2月曜	

◆不燃・粗大ごみについては、19～21ページを参照してください。戸別収集のため該当する住所の欄をご覧ください。

自治会・町内会名別収集日程表

自治会・町内会名		可燃 ごみ	びん缶	古紙	自治会・町内会名		可燃 ごみ	びん缶	古紙
お	大岩(4丁目、4丁目1区、ハイデンス)	火・金	第1水曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。	か	上石町	火・金	第4木曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
	大岩町	火・金	第1水曜			上新富町	月・木	第3水曜	
	大鋸町	月・木	第3水曜			上伝馬	水・土	第2火曜	
	大鈺	水・土	第2火曜			上与	月・木	第1金曜	
	太田町	火・金	第3月曜			唐瀬、唐瀬通り	水・土	第4金曜	
	大坪町	火・金	第3木曜			川合町、川合旭町、川合団地、川合本田(巴川以東)	水・土	第3月曜	
	大原	月・木	第3火曜			川合本田(巴川以西)	火・金	第3月曜	
	大谷駿河台	月・木	第4火曜			川越町	火・金	第2月曜	
	大和田	水・土	第1金曜			川辺町1丁目、川辺町2丁目	火・金	第2月曜	
	小黒1丁目、小黒2丁目上(南幹線以北)	月・木	第2水曜			瓦場町	火・金	第3月曜	
	小黒2丁目、小黒3丁目、小黒2丁目上(南幹線以南)	火・金	第2水曜		き	北	水・土	第2木曜	
	小坂	水・土	第1金曜			北安東1、3、4丁目、北安東2丁目1区、北安東5丁目第1、第2	火・金	第4月曜	
	長田東団地	水・土	第1月曜			北安東2丁目	火・金	第2月曜	
	小鹿、小鹿(1新町、1富士白、2丁目、3丁目、3公務住)	月・木	第2金曜			北大谷	月・木	第4火曜	
	音羽町	火・金	第4水曜			北沼上	水・土	第2火曜	
か	籠上	水・土	第3金曜			北番町	月・木	第3金曜	
	春日町	火・金	第3月曜			北丸子2丁目	水・土	第2火曜	
	春日1～3丁目、春日2丁目2区	火・金	第4水曜			金座町	月・木	第3水曜	
	片羽	月・木	第3水曜		く	沓谷(1～3丁目、456丁目)	火・金	第2木曜	
	片山	月・木	第4火曜			国吉田、国吉田国道	月・木	第2金曜	
	門屋	火・金	第2木曜			栗原	月・木	第2金曜	
	鎌田	水・土	第4金曜			車町	月・木	第3水曜	
	上足洗1～4丁目	火・金	第4木曜		け	県営有明団地	月・木	第2水曜	
	上桶屋町	月・木	第3水曜			県営北団地	水・土	第2木曜	
	上川原	水・土	第1月曜			県営駒形団地	火・金	第4木曜	
	上沓谷町	火・金	第2木曜						

◆不燃・粗大ごみについては、19～21ページを参照してください。戸別収集のため該当する住所の欄をご覧ください。

●平成26年1月1日(水)、2日(木)、3日(金)は、ごみの収集をお休みさせていただきます。
そのため、1月の水曜日、木曜日、金曜日の収集日は1週ずつ後ろにずれますのでご注意ください。

	自治会・町内会名	可燃 ごみ	びん缶	古紙
け	県営登呂団地	月・木	第2水曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
	県営羽高団地	水・土	第2木曜	
	県営丸子団地	水・土	第2火曜	
こ	公営団地安倍口	月・木	第3水曜	
	公営団地美和	月・木	第3水曜	
	郷島	火・金	第2木曜	
	紺屋町	火・金	第4木曜	
	小瀬戸	月・木	第3火曜	
	御前谷	水・土	第2火曜	
	五反田	水・土	第2木曜	
	小塚ヶ谷	月・木	第1金曜	
	寿町1区、寿町2区	火・金	第2月曜	
	こども病院公舎	水・土	第2木曜	
	五番町	月・木	第3水曜	
	呉服町1丁目、呉服町2丁目	火・金	第4木曜	
	小布杉	火・金	第2水曜	
	駒形通(1～3丁目、4丁目 1～3区、5丁目1区・2区、 6丁目1区・2区)	火・金	第4木曜	
さ	サーパス草薙運動場前	月・木	第2金曜	
	サーパス緑町	火・金	第3月曜	
	細工所東、細工所西	水・土	第2火曜	
	材木町	月・木	第3水曜	
	幸町	月・木	第3水曜	
	栄町	火・金	第4水曜	
	桜木町	火・金	第2月曜	
	桜町	水・土	第3木曜	

	自治会・町内会名	可燃 ごみ	びん缶	古紙
さ	さつき町	月・木	第2水曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
	逆川	水・土	第2火曜	
	沢川	水・土	第2火曜	
	佐渡	水・土	第2火曜	
	三番町(第一、中、上)	月・木	第3水曜	
し	慈悲尾	月・木	第3火曜	
	JR中田	火・金	第3木曜	
	敷地1丁目、敷地2丁目	月・木	第4火曜	
	七間町	火・金	第4木曜	
	七番町	月・木	第3水曜	
	下	火・金	第2木曜	
	下川原 (1～3丁目、新町)	水・土	第1月曜	
	下川原 (4～6丁目、南、団地)	火・金	第1月曜	
	下島、下島北、下島南	火・金	第1木曜	
	下与	月・木	第1金曜	
	城東町	火・金	第1水曜	
	城内町	火・金	第3水曜	
	昭府町	水・土	第3金曜	
	城北	火・金	第4月曜	
	昭和町	火・金	第4木曜	
	新赤目ヶ谷	水・土	第2火曜	
	新川 (1丁目、2丁目1～3区)	火・金	第1木曜	
	新伝馬	水・土	第3金曜	
	新通1丁目1～5区、 新通2丁目	火・金	第3水曜	
	新富町1～6丁目	月・木	第3水曜	
	新中町ビル	火・金	第4木曜	

◆不燃・粗大ごみについては、19～21ページを参照してください。戸別収集のため該当する住所の欄をご覧ください。

自治会・町内会名別収集日程表

自治会・町内会名		可燃 ごみ	びん缶	古紙	自治会・町内会名		可燃 ごみ	びん缶	古紙
し	新聞	月・木	第3火曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。	た	俵沢	火・金	第2木曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
	神明町	月・木	第3金曜			俵峰	火・金	第2木曜	
す	水道町	月・木	第3金曜		ち	茶町1丁目、茶町2丁目	月・木	第3水曜	
	末広町	月・木	第3金曜			千代田1～7丁目	火・金	第4水曜	
	住吉町1丁目、 住吉町2丁目	月・木	第3水曜			津島町	火・金	第1木曜	
	駿河町	火・金	第4木曜		つ	堤町	水・土	第3木曜	
	駿府町1区、 駿府町2区	火・金	第4水曜			津渡野	火・金	第2木曜	
せ	清閑町	火・金	第2月曜		て	手越	水・土	第4金曜	
	石部	水・土	第1金曜			手越原	水・土	第4金曜	
	瀬名(中央、新幕、大門、原、 大谷津、桜薮、東上、東下、 新田、西下、勘南久、緑町、 教職員住宅、橘町、原団地)	水・土	第1火曜			寺田	水・土	第1金曜	
	瀬名川1丁目、 瀬名川2丁目	水・土	第1火曜			天王町	火・金	第2月曜	
	瀬名川3丁目	月・木	第1火曜			伝馬町	火・金	第4水曜	
	浅間町1丁目、 浅間町2丁目	火・金	第4月曜		と	東新田、東新田あさひ町	水・土	第4金曜	
	銭座町	火・金	第3月曜			東部団地	水・土	第1火曜	
	千代	水・土	第3火曜			通車町	月・木	第3水曜	
そ	宗小路	水・土	第2火曜			研屋町	月・木	第3水曜	
	代官町	月・木	第2金曜			常磐町1～3丁目	火・金	第4木曜	
た	大工町	月・木	第3水曜			土太夫町	月・木	第3水曜	
	鷹匠(1～3丁目、 2丁目日吉区)	火・金	第4水曜			戸斗ノ谷	水・土	第2火曜	
	高松、高松(敷地、宮竹、 1丁目、2丁目)	月・木	第4火曜			巴町	火・金	第3月曜	
	建穂	水・土	第3火曜			豊田、豊田3丁目	月・木	第2水曜	
	岳美	水・土	第4月曜			豊原町	月・木	第2水曜	
	辰起町	月・木	第3金曜			登呂1丁目、登呂2丁目、 登呂本町、登呂中部	月・木	第2水曜	
	田町1～3丁目	月・木	第3金曜			登呂6丁目	火・金	第2水曜	
	田町4～7丁目	月・木	第3水曜			登呂コープタウン	月・木	第4火曜	
						富沢	月・木	第3火曜	

◆不燃・粗大ごみについては、19～21ページを参照してください。戸別収集のため該当する住所の欄をご覧ください。

●平成26年1月1日(水)、2日(木)、3日(金)は、ごみの収集をお休みさせていただきます。
そのため、1月の水曜日、木曜日、金曜日の収集日は1週ずつ後ろにずれますのでご注意ください。

	自治会・町内会名	可燃 ごみ	びん缶	古紙
な	長尾	水・土	第2火曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
	中島上、中島団地、 中島中、中島浜	火・金	第1木曜	
	中田1丁目、中田2丁目、 中田三四丁目、中田本町	火・金	第3木曜	
	中町	月・木	第3水曜	
	長沼123丁目、長沼3区	火・金	第3月曜	
	長沼2区、長沼4区、 長沼5区	火・金	第2水曜	
	中ノ郷	月・木	第1金曜	
	中野新田	火・金	第1木曜	
	中原	火・金	第1月曜	
	中平松	月・木	第4火曜	
	中村町	火・金	第1月曜	
	中吉田	月・木	第2金曜	
	奈良間	月・木	第3火曜	
に	二軒家	水・土	第2火曜	
	西大谷	月・木	第4火曜	
	西ヶ谷	月・木	第1金曜	
	錦町	月・木	第3水曜	
	西草深町、西草御器屋区	火・金	第3水曜	
	西草深浅間ビル	火・金	第3水曜	
	西島	火・金	第1木曜	
	西瀬名	水・土	第1火曜	
	西千代田町	火・金	第4木曜	
	西中原	火・金	第2月曜	
	西奈団地	水・土	第1火曜	
	西平松	月・木	第4火曜	
	西又	火・金	第2水曜	

	自治会・町内会名	可燃 ごみ	びん缶	古紙
に	西門町	火・金	第4木曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
	西脇	火・金	第4木曜	
	二番町	月・木	第3水曜	
ね	根古屋	月・木	第4火曜	
の	野田平	火・金	第2木曜	
は	ハイコーポ池田山	月・木	第2金曜	
	羽衣第一アパート、 羽衣第二アパート	火・金	第4木曜	
	長谷町	火・金	第4月曜	
	羽高	水・土	第2木曜	
	八番町	月・木	第3水曜	
	羽鳥(久住谷川以東)	水・土	第3火曜	
	羽鳥(久住谷川以西)	月・木	第3火曜	
	羽鳥新田1丁目、 羽鳥2～5丁目、 羽鳥柿田、羽鳥大門町	水・土	第3火曜	
	馬場町	月・木	第3水曜	
	飯間	月・木	第3火曜	
ひ	東	水・土	第2木曜	
	東大谷	月・木	第4火曜	
	東草深町1～3区	火・金	第3水曜	
	東瀬名町	水・土	第1火曜	
	東鷹匠町	火・金	第4水曜	
	東千代田	火・金	第3月曜	
	東千代田3丁目	火・金	第4水曜	
	東若松	火・金	第2水曜	
	聖一色	月・木	第2金曜	
	人宿町1丁目、 人宿町2丁目	火・金	第4木曜	

◆不燃・粗大ごみについては、19～21ページを参照してください。戸別収集のため該当する住所の欄をご覧ください。

自治会・町内会名別収集日程表

自治会・町内会名		可燃 ごみ	びん缶	古紙	自治会・町内会名		可燃 ごみ	びん缶	古紙
ひ	日出町	火・金	第4水曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。	ま	馬淵(1丁目1～5区、2丁目1～4区、3丁目1区1班・2班、3丁目2～5区、4丁目1区、4丁目3区、4区)	火・金	第1木曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収や民間事業者による回収をご利用ください。なお、古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
	平沢	月・木	第2金曜			丸子新田	水・土	第1月曜	
	平山	水・土	第2火曜			丸子(ときわ町、東町、南団地、西町、南団地北、日垣町、本町、中町、新町、睦町、団地、尻高、小豆川、工業団地、ほまれ町、舟川、二本松、赤目ヶ谷西、ミドリ団地、芹が谷町、細入町、1～5丁目)	水・土	第2火曜	
	広野(東名高速道以北)	水・土	第2月曜			丸山町	火・金	第4月曜	
	広野(東名高速道以南)	火・金	第2月曜			みかど町	水・土	第2火曜	
ふ	フェリス本通り	火・金	第3水曜		み	美川町	水・土	第3金曜	
	福田ヶ谷	火・金	第2木曜			水落町1～3区	火・金	第1水曜	
	富厚里	月・木	第3火曜			水梨古瀬名	水・土	第2火曜	
	富士見台1丁目、富士見台2丁目	月・木	第4火曜			みずほ1～5丁目	水・土	第1月曜	
	富士見町	月・木	第3水曜			水見色	月・木	第3火曜	
	双葉町	火・金	第4木曜			見瀬上、見瀬中、見瀬下	火・金	第1木曜	
	古庄	火・金	第3月曜			緑が丘町	火・金	第1木曜	
	古宿	月・木	第4火曜			緑町	火・金	第3月曜	
へ	平和1丁目	月・木	第3金曜			南町1区、南町2区	火・金	第3木曜	
	平和2丁目、平和3丁目	水・土	第3金曜			南安倍町	火・金	第2月曜	
ほ	本通1～10丁目	火・金	第3水曜			南奥、南中	水・土	第2木曜	
	本通西町	火・金	第2月曜			南瀬名町	水・土	第1火曜	
ま	曲金(1丁目新町、1丁目上、1丁目下、2丁目1区・2区、3丁目、市営曲金団地、東カシ、中央、蔵屋敷、6丁目、7丁目、三菱)	月・木	第1金曜			南田町	月・木	第3水曜	
	牧ヶ谷	月・木	第3火曜			南幕ヶ谷	水・土	第1火曜	
	松富(松富4丁目9番～14番、松富上組)	火・金	第3木曜			南沼上、南沼上(東部、中部、西部、県住)	水・土	第2火曜	
	松富(上記以外)	水・土	第3木曜			南八幡町1区、南八幡町2区	火・金	第2水曜	
	松富団地	水・土	第3木曜			美原町	火・金	第1水曜	
	松野	火・金	第2木曜						
	松森町	月・木	第1金曜						

◆不燃・粗大ごみについては、19～21ページを参照してください。戸別収集のため該当する住所の欄をご覧ください。

●平成26年1月1日(水)、2日(木)、3日(金)は、ごみの収集をお休みさせていただきます。
そのため、1月の水曜日、木曜日、金曜日の収集日は1週ずつ後ろにずれますのでご注意ください。

	自治会・町内会名	可燃 ごみ	びん缶	古紙
み	宮ヶ崎町	月・木	第3水曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
	宮川	月・木	第4火曜	
	みやたけいちにちようめ 宮竹一二丁目	月・木	第4火曜	
	宮本町	火・金	第1木曜	
	御幸町	火・金	第4水曜	
	弥勒1丁目、弥勒2丁目	火・金	第2月曜	
	美和野	火・金	第1水曜	
む	向ヶ丘	水・土	第4金曜	
	向敷地、向敷地西町	水・土	第4金曜	
	向手越	水・土	第4金曜	
め	メゾン聖ヶ丘	月・木	第2金曜	
も	用宗	水・土	第1金曜	
	元宿	水・土	第2火曜	
	桃園町	火・金	第1月曜	
	森下町	月・木	第1水曜	
や	屋形町	月・木	第3水曜	
	薬師	水・土	第2火曜	
	谷田	月・木	第2金曜	
	八千代町	月・木	第3水曜	
	谷津	月・木	第3火曜	
	柳町	月・木	第4金曜	
	八幡1丁目、八幡2丁目	月・木	第1水曜	
	八幡3～5丁目	火・金	第1水曜	
	山崎	水・土	第3火曜	
	大和1丁目、大和2丁目	月・木	第1水曜	
	山脇	水・土	第1火曜	

	自治会・町内会名	可燃 ごみ	びん缶	古紙
や	弥生町	月・木	第2金曜	平成25年3月末をもって市による古紙類回収事業は終了いたしました。今後、古紙類につきましては、自治会・町内会等で実施している古紙類の集団回収の日程等については、自治会等の実施団体へご確認ください。
ゆ	油島	火・金	第2木曜	
	柚木町	月・木	第3水曜	
	柚木・宮前	火・金	第2水曜	
	油山	火・金	第2木曜	
よ	与一、与一県職	水・土	第2火曜	
	洋光台	月・木	第4火曜	
	横内町	火・金	第4水曜	
	横田町1～3区	火・金	第4水曜	
	吉津	月・木	第3火曜	
	吉野町	火・金	第2月曜	
り	四番町	月・木	第3水曜	
	竜南	火・金	第4木曜	
	竜南団地	水・土	第1火曜	
	両替町1丁目、 両替町2丁目	火・金	第4木曜	
ろ	六番町	月・木	第3水曜	
わ	若葉町	水・土	第4月曜	
	若松町	月・木	第3金曜	

◆不燃・粗大ごみについては、19～21ページを参照してください。戸別収集のため該当する住所の欄をご覧ください。

住所別不燃・粗大ごみ収集日程表

町 名		不燃・粗大ごみ (戸別収集)
あ	相生町	第2木曜
	葵町	第4水曜
	青木	第1金曜
	青沢	第3火曜
	赤松	第4木曜
	秋山町	第4木曜
	上土1丁目	第4月曜
	上土2丁目、上土新田	第2金曜
	安居	第3火曜
	足久保奥組、足久保口組	第4木曜
	東町	第2木曜
	安倍口新田、安倍口団地	第4木曜
	安倍町	第4水曜
	有明町	第2水曜
	有永	第4木曜
	安西1丁目	第4水曜
	安西2～5丁目	第3火曜
	安東1・2丁目	第3月曜
い	安東3丁目	第3木曜
	安東柳町	第3月曜
	池ヶ谷、池ヶ谷東	第4木曜
	池田	第4金曜
	石田1丁目	第2水曜
	石田2・3丁目	第4水曜
	泉町	第2木曜
	一番町	第3金曜
	稲川1～3丁目	第3水曜
う	井宮町	第4金曜
	伊呂波町	第4金曜
	牛妻	第4火曜
	内牧	第4木曜
	宇津ノ谷	第2月曜
	有東1・2丁目	第2水曜
	有東3丁目	第4水曜
	産女	第2金曜

町 名		不燃・粗大ごみ (戸別収集)
う	梅屋町	第4水曜
	漆山	第4木曜
え	遠藤新田	第4木曜
お	追手町	第4水曜
	大岩1～4丁目、大岩町	第3木曜
	大岩本町、大岩宮下町	第3月曜
	大鋸町	第3金曜
	太田町	第2月曜
	大坪町	第2水曜
	大原	第2金曜
	大谷、大谷1～3丁目	第3火曜
	大和田	第1金曜
	小黒1～3丁目	第3水曜
	小坂、小坂1～3丁目	第1金曜
	小鹿	第4火曜
	小鹿1・2丁目	第4火曜
	小鹿3丁目	第2火曜
	音羽町	第2木曜
	恩田原	第3火曜
か	籠上	第4金曜
	春日1～3丁目	第2木曜
	春日町	第2月曜
	片羽町	第4水曜
	片山	第3火曜
	門屋	第4火曜
	鎌田	第1金曜
	上足洗	第2月曜
	上足洗1・2丁目	第1月曜
	上足洗3・4丁目	第1水曜
	上桶屋町	第4水曜
	上川原	第1金曜
	上沓谷町	第2月曜
	上石町	第4水曜
	上新富町	第3金曜
	上伝馬	第4火曜

町 名		不燃・粗大ごみ (戸別収集)
か	唐瀬1～3丁目	第4木曜
	川合、川合1～3丁目	第2金曜
	川越町	第3木曜
	川辺町1・2丁目	第4水曜
	瓦場町	第2月曜
き	北	第4木曜
	北安東1丁目	第1木曜
	北安東2～5丁目	第1木曜
	北沼上	第1金曜
	北番町	第3火曜
	北丸子1・2丁目	第2月曜
	金座町	第4水曜
<	沓谷、沓谷1～4丁目	第2月曜
	沓谷5・6丁目	第4月曜
	国吉田1～6丁目	第3金曜
	栗原	第3金曜
	車町	第4水曜
	黒金町	第2木曜
こ	幸庵新田	第4木曜
	郷島	第4火曜
	紺屋町	第4水曜
	光陽町	第1火曜
	小瀬戸	第2金曜
	寿町	第3月曜
	五番町	第3金曜
	呉服町1・2丁目	第4水曜
	小布杉	第2金曜
さ	駒形通1～6丁目	第3木曜
	材木町	第4水曜
	幸町	第3金曜
	栄町	第2木曜
	桜木町	第4水曜
	桜町1・2丁目	第4木曜
	さつき町	第3水曜
	三番町	第3金曜

町 名	不燃・粗大ごみ (戸別収集)
慈悲尾	第4月曜
敷地1・2丁目	第1火曜
七間町	第4水曜
七番町	第3金曜
芝原	第4木曜
下	第4火曜
下川原	第1金曜
下川原1～5丁目	第1火曜
下川原6丁目、下川原南	第1木曜
下島	第2水曜
城東町	第1月曜
城内町	第3月曜
昭府1・2丁目、昭府町	第4金曜
城北、城北2丁目	第1水曜
昭和町	第4水曜
新川1・2丁目	第3月曜
新伝馬1～3丁目	第4金曜
新通1・2丁目	第3木曜
新富町1・2丁目	第3火曜
新富町3～6丁目	第3金曜
新間	第2金曜
神明町	第3火曜
水道町	第3火曜
末広町	第4水曜
住吉町1・2丁目	第4水曜
駿河町	第4水曜
駿府町	第3月曜
清閑町	第3木曜
石部	第1月曜
瀬名、瀬名1～3丁目	第1金曜
瀬名4丁目	第4木曜
瀬名5～7丁目	第1金曜
瀬名川1～3丁目	第2金曜
瀬名中央1丁目	第2金曜
瀬名中央2～4丁目	第1金曜

町 名	不燃・粗大ごみ (戸別収集)
浅間町1・2丁目	第3月曜
銭座町	第2月曜
千代、千代1・2丁目	第4月曜
大工町	第3金曜
鷹匠1～3丁目	第2木曜
高松、高松1・2丁目	第1火曜
建穂、建穂1・2丁目	第4月曜
岳美、岳美1丁目	第4木曜
辰起町	第3火曜
田町1～3丁目	第3火曜
田町4～7丁目	第3金曜
俵沢、俵峰	第4火曜
茶町1・2丁目	第4水曜
千代田	第2月曜
千代田1～5丁目	第1水曜
千代田6・7丁目	第4月曜
津島町	第3月曜
堤町	第4木曜
津渡野	第4木曜
手越	第2火曜
手越原	第2火曜
寺田	第1金曜
天王町	第4水曜
伝馬町	第2木曜
東新田、東新田1～5丁目	第1火曜
通車町	第3金曜
研屋町	第4水曜
常磐町1～3丁目	第4水曜
土太夫町	第4水曜
巴町	第2月曜
豊田1～3丁目	第2火曜
豊原町	第3水曜
登呂1丁目	第2火曜
登呂2～6丁目	第4水曜
富沢	第2金曜

町 名	不燃・粗大ごみ (戸別収集)
長尾	第1金曜
中島	第1水曜
中田1～4丁目、中田本町	第3水曜
中町	第4水曜
長沼	第2木曜
長沼1～3丁目	第4月曜
中ノ郷	第4木曜
中野新田	第3月曜
中原	第3月曜
中平松	第3火曜
中村町	第3水曜
中吉田	第3金曜
奈良間	第2金曜
西大谷	第3火曜
西ヶ谷	第4木曜
錦町	第4水曜
西草深町	第3月曜
西島	第1水曜
西瀬名町	第2金曜
西千代田町	第1月曜
西中原1丁目	第3月曜
西中原2丁目	第3木曜
西平松	第3火曜
西又	第2金曜
西門町	第4水曜
西脇	第2水曜
二番町	第3金曜
根古屋	第3火曜
野田平	第4火曜
長谷町	第3月曜
羽高	第4木曜
八番町	第3金曜
羽鳥、羽鳥1丁目、 4～7丁目、羽鳥大門町	第4月曜
羽鳥2・3丁目、羽鳥本町	第2金曜

住所別不燃・粗大ごみ収集日程表

電話・インターネット申し込みによる戸別収集
フリーダイヤル ☎0120-532-471
申込専用Webサイト <http://gomi.city.shizuoka.jp/>

町 名		不燃・粗大ごみ (戸別収集)
は	馬場町	第4水曜
	飯間	第2金曜
ひ	東	第4木曜
	東草深町	第3月曜
	東瀬名町	第2金曜
	東鷹匠町	第2月曜
	東千代田1～3丁目	第4月曜
	聖一色	第3金曜
	人宿町1・2丁目	第4水曜
	日出町	第2木曜
	平沢	第3金曜
	平山	第1金曜
	広野1～3丁目	第1木曜
	広野、広野4～6丁目	第1月曜
ふ	福田ヶ谷	第4火曜
	富厚里	第2金曜
	富士見台1～3丁目	第2火曜
	富士見町	第4水曜
	双葉町	第3木曜
	古庄1～5丁目	第4月曜
	古庄6丁目	第2金曜
	古宿	第3火曜
へ	平和1～3丁目	第4金曜
ほ	本通1～10丁目、本通西町	第3木曜
ま	曲金1・2丁目	第3水曜
	曲金3・4丁目	第2火曜
	曲金5丁目	第4火曜
	曲金6・7丁目	第4金曜
	牧ヶ谷	第2金曜
	松富1～4丁目、松富上組	第4火曜
	松野	第4木曜
	馬淵1～4丁目	第2木曜
	丸子、丸子1～7丁目	第2月曜
	丸子新田	第1金曜
	丸子芹が谷町	第2月曜

町 名		不燃・粗大ごみ (戸別収集)
ま	丸山町	第3月曜
	美川町	第4木曜
み	水落町	第1月曜
	水上	第3火曜
	みずほ1～5丁目	第1木曜
	水見色	第2金曜
	見瀬	第2木曜
	緑が丘町	第3月曜
	緑町	第1月曜
	南	第4木曜
	南安倍1～3丁目	第3木曜
	南瀬名町	第2金曜
	南田町	第3金曜
	南町	第2木曜
	南沼上、南沼上1～3丁目	第4木曜
	南八幡町	第2水曜
	宮ヶ崎町	第4水曜
	宮川	第3火曜
	宮竹1・2丁目	第1火曜
	宮前町	第2木曜
	宮本町	第3月曜
	御幸町	第2木曜
	弥勒1・2丁目	第3木曜
む	向敷地	第2火曜
も	用宗、用宗1～5丁目、 用宗小石町、用宗城山町、 用宗巴町	第1月曜
	桃園町	第1木曜
	森下町	第3水曜
や	屋形町	第3金曜
	薬師	第4木曜
	谷田	第3金曜
	八千代町	第4水曜
	谷津	第2金曜
	柳町	第3火曜
	柳原	第4木曜

町 名		不燃・粗大ごみ (戸別収集)
や	八幡1～3丁目	第3水曜
	八幡4・5丁目、八幡山	第2水曜
	山崎1・2丁目	第4月曜
	大和1・2丁目	第3水曜
	弥生町	第3金曜
ゆ	油島	第4火曜
	柚木町	第4水曜
	柚木	第2木曜
	油山	第4木曜
よ	与一1～6丁目	第4火曜
	横内町	第2月曜
	横田町	第2木曜
	与左衛門新田	第4木曜
	吉津	第2金曜
	吉野町	第4水曜
	四番町	第3金曜
り	流通センター	第4木曜
	竜南1～3丁目	第1水曜
	両替町1・2丁目	第4水曜
ろ	六番町	第3金曜
わ	若松町	第3火曜

清掃工場・ごみ受付センターへの持ち込みについて

- ・持ち込む際は、種類別に分別してください。
- ・施設により持ち込める品目が異なりますので、必ず確認して持ち込まれるようお願いします。
- ・毎週日曜日は定休日です（祝日は下記と同じ時間内で取り扱っています）。
- ・年末年始期間は、別途広報紙等でお知らせします。

西ケ谷清掃工場・沼上清掃工場の案内

清掃工場にて、本人確認及びごみの確認をさせていただきます。必ずご自分で持ち込むようお願いいたします。

◆持ち込み可能なものは

一時的に多量に出た「可燃ごみ」及び「不燃・粗大ごみ」です。ただし、土曜日は「可燃ごみ」のみです。

注意：「資源ごみ」（びん、缶、ペットボトル、古紙類）の持ち込みはできません。

受入時間

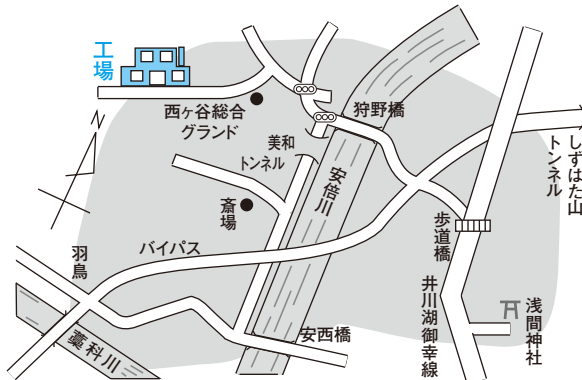
月～金曜日	8:30～11:30 13:00～16:00
土曜日（午前のみ）	8:30～11:00
注意：土曜日は「可燃ごみ」のみです。	

注
意

清掃工場では、施設の定期点検等によりごみの搬入ができない場合や、ごみの種類などによっては、市で処理することができないため、受け入れをお断りする場合があります。自分で直接搬入する場合は、清掃工場へ事前に確認してください。

西ケ谷清掃工場

葵区西ケ谷553番地 ☎296-0054



沼上清掃工場

葵区南沼上1224番地 ☎262-4015



清水ごみ受付センターの案内

ごみ受付センターにて、本人確認及びごみの確認をさせていただきます。必ずご自分で持ち込むようお願いいたします。

◆持ち込み可能なものは

一時的に多量に出た「不燃・粗大ごみ」及び「資源ごみ」です。

ただし、土曜日は「資源ごみ」のみです。

注意：「可燃ごみ」、「事業ごみ」の持ち込みはできません。

【問い合わせ先】

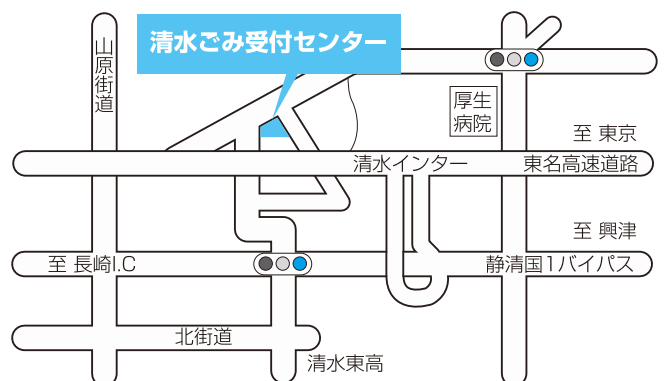
清水ごみ受付センター（旧清水清掃工場）

☎364-1029

清水区八坂町2111番地

受入時間

月～金曜日	8:30～11:30 13:00～16:00
土曜日（午前のみ）	8:30～11:00
注意：土曜日は「資源ごみ」のみです。	



平成25年度収集カレンダー

※祝日の場合も下記のとおり
収集します。

平成25年

4月

日	月	火	水	木	金	土
*	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	*	*	*	*

5月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	*

6月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	*	*	*	*	*	*

7月

日	月	火	水	木	金	土
*	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	*	*	*

8月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	*	*	*	*	*

10月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	*	*

11月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	*	*	*	*

平成26年

※平成26年1月1日(水)、2日(木)、3日(金)は、ごみの収集をお休みさせていただきます。
そのため、1月の水曜日、木曜日、金曜日の収集日は1週ずつ後ろにずれますのでご注意ください。

1月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	*

2月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	*

3月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	*	*	*	*	*

..... 第1〇曜日 第2〇曜日 第3〇曜日 第4〇曜日

私の収集日程表

12～21ページと上記カレンダーを確認してお住まいの地域の収集日をご記入ください。

可燃ごみ		毎週・曜日			不燃・粗大ごみ		毎月第・曜日			びん・缶		毎月第・曜日		
種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
不燃・粗大														
びん・缶														

「平成25年度ごみの出し方・分別ガイドブック」にご意見・ご感想をお寄せください

宛先 [住所]〒420-8602 静岡市役所 収集業務課 [FAX]054-221-1076 [Eメール]shuushuu@city.shizuoka.lg.jp